

第43回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

1 日 時 平成23年3月31日（木）午前10時15分～午前11時25分

2 場 所 大阪産業創造館 6階会議室A・B

3 出席者

- (1) 委員 加藤委員、高橋委員、高室委員、難波委員、花田委員、馬場委員
- (2) 事務局 経済局：篠原商業立地担当課長

4 議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

- (1) 「（仮称）大淀物販店舗」〔新設〕
- (2) 「（仮称）ライフ弁天町店」〔新設〕

5 議事要旨

- (1) 届出案件に係る届出内容について、事務局より説明を行った。
- (2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から質問、意見等があった。

主な指摘事項は次のとおり

① 「（仮称）大淀物販店舗」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められる

よう要望する。

- ・ 交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められるよう要望する。
- ・ 来客用車両並びに搬出入車両の出入口について、学校への登下校ルートが重なっているため、登下校時間帯等状況に応じて、交通整理員の配置や出庫注意灯の設置などにより歩行者の安全の確保を図る配慮を行うよう要望する。

② 「（仮称）ライフ弁天町店」

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められるよう要望する。
- ・ 交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、駐車場の適正な運用を図るなど、関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められるよう要望する。また、住民等の意見書が提出されていることもあり、交通処理の考え方など計画内容について、近隣住民に十分な説明をされるよう要望する。
- ・ 予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等により一層の配慮を行うよう要望する。

6 配布資料

資料1 次第

資料2 配席図・委員名簿

資料3 届出要約書

資料4 (仮称)大淀物販店舗及び(仮称)ライフ弁天町店の新設の届出に対する住民等意見書の概要

資料5 住民等意見書に対する設置者の回答

資料6 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況について(報告)

7 問い合わせ先 大阪市経済局産業振興部産業振興課

(電話) 06-6615-3784